(仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業環境影響評価準備書についての意見の概要と事業者の見解

令和 5 年 6 月 株式会社 瀬戸ウィンドヒル

# 目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対	す
る事業者の見解	5

## 第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1)公告の日

令和5年3月24日(金)

- (2)公告の方法
  - ① 愛媛県報による公告

[別紙1参照]

令和5年3月24日(金)付けの以下の愛媛県報に「公告」を掲載した。

- 愛媛県報 第 393 号 344~355 頁
- ② 日刊新聞紙による公告

[別紙2参照]

令和5年3月24日(金)付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- 愛媛新聞
- ③ 地方公共団体の広報誌によるお知らせ以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[別紙3参照]

- ・広報いかた 2023 年 4 月号 (No. 217) 14 頁
- ④ インターネットによるお知らせ

[別紙4参照]

以下の事業者ホームページに「お知らせ」を掲載した。

事業者ホームページ

https://www.mhi.com/jp/group/setowindhill/

## (3) 縦覧場所

自治体庁舎4か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

- ① 関係自治体庁舎での縦覧
  - ・愛媛県 県民環境部 環境局 環境政策課 (愛媛県松山市一番町 4-2 NTT 愛媛ビル 2 棟)
  - ·伊方町役場 本庁舎 (愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1)
  - ·伊方町役場 瀬戸支所 (愛媛県西宇和郡伊方町三机乙 3003 番地 6)
  - ·伊方町役場 三崎支所 (愛媛県西宇和郡伊方町三崎 692 番地)

## ② インターネットの利用

[別紙4参照]

事業者ホームページに準備書の内容を掲載した。

https://www.mhi.com/jp/group/setowindhill/

## (4) 縦覧期間

令和5年3月24日(金)から令和5年5月1日(月)までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

### (5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は4名であった。

(内訳) 愛媛県 県民環境部 環境局 環境政策課 0名

伊方町役場 本庁舎 2名

伊方町役場 瀬戸支所 2名

伊方町役場 三崎支所 0名

## 2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、事業者は準備書の記載事項を周知するための 説明会を開催した。

## (1)公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。 [別紙 1~4 参照]

## (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

・開催日時: 令和5年4月15日(土)13時00分から14時00分まで

・開催場所:伊方町 瀬戸町民センター (愛媛県西宇和郡伊方町三机乙 1084 番地 1)

· 来場者数: 4名

## 3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。 [別紙 5 参照]

## (1)意見書の提出期間

令和5年3月24日(金)から令和5年5月1日(月)まで (縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。)

## (2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 事業者への郵送による書面の提出

## (3) 意見書の提出状況

合計 4名の方から、4通の意見書が提出され、意見の総数は17件であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、事業者に対して環境の保全の見地から提出された意見は 17 件であった。準備書について提出された意見の概要と事業者の見解は表 2-1 のとおりである。なお、意見の概要に関しては原文のまま記載している。

表 2-1(1) 準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書 1)

	(总允	目 1/
No.	意見の概要	事業者の見解
1	・撤去を含めた環境影響評価の実施はしなくて	既設の撤去工事は、土地の改変は無く、今ある既設風
	いいのでしょうか?	車を撤去するものであり、環境への負荷が小さく、新設
		工事と時期が異なるため、環境影響評価の対象外とし
		ています。尚、撤去工事の計画は、環境や地域住民に配
1		慮した工事計画としおり、産業廃棄物は、当該法規・規
		則に基づき適正に処理しています。
2	・各地区での騒音比較を表化いただきたい。	風力発電機による騒音及び超低周波音の予測及び評
		価の結果につきましては、準備書 10.1.1-84~109 頁及
		び 10.1.1-122~139 頁にそれぞれ記載しております。
		既設及び新設風力発電機による騒音の調査及び予測
		地点である騒音 1~5 の大江・志津・川之浜・大久地区
		において、既設と比較して新設の風車の騒音レベル(佐
		田岬風力発電所を含む)は、騒音2(志津地区)の春季
		における 2 デシベルの増加を除き、同等以下と予測さ
		れておりました。
		かつ、騒音1~5の大江・志津・川之浜・大久地区に
		おける風車の騒音及び超低周波音の予測値は、環境省
		の風力発電機の騒音指針値(風力発電施設から発生す
		る騒音に関する指針、平成 29 年 5 月、環境省) 及び超
		低周波音を感じ始める最小音圧レベル(100 デシベル)
		(ISO-7196:1995) をそれぞれ下回っておりました。
		なお、準備書につきましては、弊社瀬戸ウィンドヒ
		ルのホームページ (https://www.mhi.com/jp/group/
		setowindhill/)にて縦覧期間後も引き続き閲覧できる
		ようにしております。
3	・風車を輸送するにあたり改変はありますか?	一部箇所で鉄板等の仮設養生や、ガードレールや縁
	あるのであれば図示頂きたい。	石、歩道等の一時的な撤去が必要となりますが、既存道
		路の拡幅は行わない計画です。なお、改変区域につきま
		しては、準備書 2. 2-11~14 頁の図 2. 2-5 に記載してお
		ります。
		なお、撤去したガードレールや縁石、歩道等は、工事
		完了後、復旧いたします。

表 2-1(2) 準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
No. 4	意見の概要 建替えとの事だが、住宅からの距離、騒音のレベルは低減できているか?	事業者の見解  既設及び新設風力発電機による騒音の調査及び予測 地点である騒音 1~5の大江・志津・川之浜・大久地区 において、既設と比較して新設の風車の騒音レベル(佐田岬風力発電所を含む)は、騒音2(志津地区)の春季 における2 デシベルの増加を除き、同等以下と予測されておりました。 かつ、騒音1~5の大江・志津・川之浜・大久地区における風車の騒音及び超低周波音の予測値は、環境省の風力発電機の騒音指針値(風力発電施設から発生する騒音に関する指針、平成29年5月、環境省)及び超
5	影響低減の距離・騒音を数字で説明してほしい。	低周波音を感じ始める最小音圧レベル (100 デシベル) (ISO-7196:1995) をそれぞれ下回っておりました。 風力発電機による騒音及び超低周波音の予測及び評価の結果につきましては、準備書 10.1.1-84~109 頁及び 10.1.1-122~139 頁にそれぞれ記載しております。 なお、準備書につきましては、弊社瀬戸ウィンドヒルのホームページ (https://www.mhi.com/jp/group/setowindhill/)にて縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにしております。
6	超低周波による影響はないという文献・論文はあるか?あればお示しいただきたい。	風力発電機から発生する騒音・超低周波音に関する 国の見解として、環境省「風力発電施設から発生する騒音等の評価に関する検討会 報告書概要」にて、環境省による風車騒音調査(全国 29 の風力発電施設の周辺、合計 164 地点)が実施されております。その結果、測定された超低周波音はすべて、知覚閾値(知覚出来る最小の音)を下回っていたため、風車騒音は超低周波音の周波数範囲の影響ではなく、通常可聴周波数範囲の騒音の問題であると報告されております。

(意見書3)

No.	意見の概要	事業者の見解
7	① 風車による健康被害について危惧する。株式	本事業による新設風力発電機による近隣集落への騒
	会社瀬戸ウィンドヒルが想定する健康被害及び	音レベルは、残留騒音 (ある場所におけるある時刻の総
	対応策について考えを聞きたい。	合騒音のうち、すべての特定騒音を除いた残りの騒音)
		から 0-2 デシベル増加する予測となっておりました。
		かつ、「風力発電施設から発生する騒音に関する指
		針」(平成 29 年 5 月、環境省)を下回っておりました。
		本環境省の騒音指針は、睡眠等への影響を考慮して定
		められた指針のため、本事業の新設風力発電機によっ
		て睡眠への影響が発生することは考えづらい結果とな
		っております。
8	② 今よりも風車が大きくなることによって、音	既設及び新設風力発電機による騒音の調査及び予測
	も大きくなると懸念する。風車の本数が減ること	地点である騒音 1~5 の大江・志津・川之浜・大久地区
	によって音は大きくなるのか、小さくなるのか。	において、既設と比較して新設の風車の騒音レベル (佐
		田岬風力発電所を含む)は、騒音2(志津地区)の春季
		における 2 デシベルの増加を除き、同等以下と予測さ
		れておりました。
9	③ 今回の建替計画について、近隣地区への挨拶・	本準備書の住民説明会は環境影響評価法の手続きに
	説明を行っているのか。近隣地区からはどのよう	則り、広報いかた等に公告し、伊方町瀬戸町民センター
	な声が出ているのか。近隣地区に説明をせずに風	にて実施いたしました。活発な意見交換の上、当該事業
	車が立っている様子を最近目にする。対応状況を	についてご理解いただけているものと認識しておりま
	聞きたい。	す。

表 2-1(3) 準備書について提出された意見の概要と事業者の見解 (意見書 4)

No.   事業者の見解要 事業者の見解   事業者の見解   小風力施設を建てることによる影響を再度しっ かり検討して頂きたい。   風力発電機建設に伴う環境影響につきましては 境影響評価法に基づき影響を予測・評価し、準備書	
成いたしました。今後も本法律に則り、必要な審査まえ手続きを進めて参ります。  11 ・三菱重工さんが出資しているが、自社の風車を採用されないのか ・ 資材輸送のために輸送道路が必要になると思われるが、拡幅する場所はないのか、切り開く場所が不明で分からない。  12 ・低周波による動物や人への影響はないのでしょうか?  13 ・低周波による動物や人への影響はないのでしょうか?  14 ・音や低周波により不眠等の影響があった場合  成成たしました。今後も本法律に則り、必要な審査まえ手続きを進めて参ります。 三菱重工業では風力発電機の製造を中止してお採用に至っておりません。 ・ 一部箇所で鉄板等の仮設養生や、ガードレールやかる機工が表が必要となりますが、既存道路の近行わない計画です。なお、改変区域につきましては備書2.2-11~14 頁の図2.2-5 に記載しております。 ・ 風力発電機から発生する騒音・超低周波音に関する検討会報告書概要」にて、環境省「風力発電施設から発生す音等の評価に関する検討会報告書概要」にて、環境省「風力発電施設の原合計164 地点)が実施されております。その結果、された超低周波音はすべて、知覚随(知覚出来るの音)を下回っていたため、通常事聴周波数範囲のの問題であると報告されております。 ・ 低周波音による動物への影響につきましては、の種については警戒や忌避反応を示す個体はいなたという報告があるものの、効果を検証してい力発電機において、低周波音による影響があったも確認されておりません。 ・ 本事業による新設風力発電機による近隣集落へ本事業による新設風力発電機による近隣集落へ	、環
まえ手続きを進めて参ります。   主変重工さんが出資しているが、自社の風車を 採用されないのか   三菱重工業では風力発電機の製造を中止してお 採用に至っておりません。	を作
11 ・三菱重工さんが出資しているが、自社の風車を探用されないのか	を踏
採用されないのか ・資材輸送のために輸送道路が必要になると思われるが、拡幅する場所はないのか、切り開く場所が不明で分からない。 ・低周波による動物や人への影響はないのでしょうか? ・低周波によります。 ・低周波音に関する検討会報告書概要」にて、環による風車騒音調査(全国 29 の風力発電施設の原合計 164 地点)が実施されております。その結果、された超低周波音はすべて、知覚閾値(知気出来るの音)を下回っていたため、風車騒音は超低周波音波数範囲の問題であると報告されております。 ・低周波音による動物への影響につきましては、の種については警戒や忌避反応を示す個体はいなたという報告があるものの、効果を検証した科学発はほとんどありません。一方で現在稼働してい力発電機において、低周波音による影響があった確認されておりません。 ・音や低周波により不眠等の影響があった場合 ・本事業による新設風力発電機による近隣集落へ	
12 ・ 資材輸送のために輸送道路が必要になると思われるが、拡幅する場所はないのか、切り開く場所が不明で分からない。	り、
おれるが、拡幅する場所はないのか、切り開く場所が不明で分からない。  一時的な撤去が必要となりますが、既存道路の拡行かない計画です。なお、改変区域につきましてに備書 2.2-11~14 頁の図 2.2-5 に記載しておりますなお、撤去したガードレールや縁石、歩道等は、完了後、復旧いたします。  「会して、できないのでしまうか?  「他間波による動物や人への影響はないのでしまうか?  「会して、環境省「風力発電施設から発生す音等の評価に関する検討会報告書概要」にて、環による風車騒音調査(全国 29 の風力発電施設の原合計 164 地点)が実施されております。その結果、された超低周波音はすべて、知覚閾値(知覚出来るの音)を下回っていたため、風車騒音は超低周波音におる動物への影響につきましては、の種については警戒や忌避反応を示す個体はいなたという報告があるものの、効果を検証した科学究はほとんどありません。一方で現在稼働していた発電機において、低周波音による影響があった場合  「もや低周波により不眠等の影響があった場合」本事業による新設風力発電機による近隣集落へ本事業による新設風力発電機による近隣集落へ	
所が不明で分からない。	等の
#書 2. 2-11~14 頁の図 2. 2-5 に記載しておりますなお、撤去したガードレールや縁石、歩道等は、完了後、復旧いたします。  13 ・低周波による動物や人への影響はないのでしょうか?  風力発電機から発生する騒音・超低周波音に関国の見解として、環境省「風力発電施設から発生す音等の評価に関する検討会 報告書概要」にて、環による風車騒音調査(全国 29 の風力発電施設の局合計 164 地点)が実施されております。その結果、された超低周波音はすべて、知覚閾値(知覚出来るの音)を下回っていたため、風車騒音は超低周波音波数範囲の影響ではなく、通常可聴周波数範囲の問題であると報告されております。  低周波音による動物への影響につきましては、の種については警戒や忌避反応を示す個体はいなたという報告があるものの、効果を検証した科学究はほとんどありません。一方で現在稼働してい力発電機において、低周波音による影響があった・金確認されておりません。  14 ・音や低周波により不眠等の影響があった場合  本事業による新設風力発電機による近隣集落へ	幅は
なお、撤去したガードレールや縁石、歩道等は、完了後、復旧いたします。  13 ・低周波による動物や人への影響はないのでしょうか?  風力発電機から発生する騒音・超低周波音に関 国の見解として、環境省「風力発電施設から発生す音等の評価に関する検討会報告書概要」にて、環による風車騒音調査(全国29の風力発電施設の居合計164地点)が実施されております。その結果、された超低周波音はすべて、知覚閾値(知覚出来るの音)を下回っていたため、風車騒音は超低周波音波数範囲の影響ではなく、通常可聴周波数範囲の問題であると報告されております。 低周波音による動物への影響につきましては、の種については警戒や忌避反応を示す個体はいなたという報告があるものの、効果を検証した科学究はほとんどありません。一方で現在稼働してい力発電機において、低周波音による影響があった・確認されておりません。  14 ・音や低周波により不眠等の影響があった場合  本事業による新設風力発電機による近隣集落へ	:、準
完了後、復旧いたします。   完了後、復旧いたします。   一個力発電機から発生する騒音・超低周波音に関   国力発電機から発生する騒音・超低周波音に関   国の見解として、環境省「風力発電施設から発生す音等の評価に関する検討会報告書概要」にて、環境省「風力発電施設の原合計 164 地点)が実施されております。その結果、された超低周波音はすべて、知覚閾値(知覚出来るの音)を下回っていたため、風車騒音は超低周波音を下回っていたため、風車騒音は超低周波音を下回っていたため、通常可聴周波数範囲の問題であると報告されております。   低周波音による動物への影響につきましては、の種については警戒や忌避反応を示す個体はいなたという報告があるものの、効果を検証した科学究はほとんどありません。   一方で現在稼働してい力発電機において、低周波音による影響があったを確認されておりません。   本事業による新設風力発電機による近隣集落へ	0
13 ・低周波による動物や人への影響はないのでしまうか?  風力発電機から発生する騒音・超低周波音に関国の見解として、環境省「風力発電施設から発生す音等の評価に関する検討会 報告書概要」にて、環による風車騒音調査(全国29の風力発電施設の原合計164地点)が実施されております。その結果、された超低周波音はすべて、知覚閾値(知覚出来るの音)を下回っていたため、風車騒音は超低周波音を動物の影響ではなく、通常可聴周波数範囲の問題であると報告されております。  低周波音による動物への影響につきましては、の種については警戒や忌避反応を示す個体はいなたという報告があるものの、効果を検証した科学究はほとんどありません。一方で現在稼働してい力発電機において、低周波音による影響があったを確認されておりません。  14 ・音や低周波により不眠等の影響があった場合  本事業による新設風力発電機による近隣集落へ	工事
国の見解として、環境省「風力発電施設から発生す音等の評価に関する検討会 報告書概要」にて、環による風車騒音調査(全国 29 の風力発電施設の混合計 164 地点)が実施されております。その結果、された超低周波音はすべて、知覚閾値 (知覚出来るの音)を下回っていたため、風車騒音は超低周波音波数範囲の影響ではなく、通常可聴周波数範囲の問題であると報告されております。 低周波音による動物への影響につきましては、の種については警戒や忌避反応を示す個体はいなたという報告があるものの、効果を検証した科学究はほとんどありません。一方で現在稼働してい力発電機において、低周波音による影響があったも確認されておりません。  14 ・音や低周波により不眠等の影響があった場合 本事業による新設風力発電機による近隣集落へ	
音等の評価に関する検討会 報告書概要」にて、環による風車騒音調査(全国 29 の風力発電施設の混合計 164 地点)が実施されております。その結果、された超低周波音はすべて、知覚閾値(知覚出来るの音)を下回っていたため、風車騒音は超低周波音波数範囲の影響ではなく、通常可聴周波数範囲の問題であると報告されております。  低周波音による動物への影響につきましては、の種については警戒や忌避反応を示す個体はいなたという報告があるものの、効果を検証した科学究はほとんどありません。一方で現在稼働してい力発電機において、低周波音による影響があったも確認されておりません。  本事業による新設風力発電機による近隣集落へ本事業による新設風力発電機による近隣集落へ	
による風車騒音調査(全国 29 の風力発電施設の混合計 164 地点)が実施されております。その結果、された超低周波音はすべて、知覚閾値(知覚出来るの音)を下回っていたため、風車騒音は超低周波音波数範囲の影響ではなく、通常可聴周波数範囲の問題であると報告されております。  (低周波音による動物への影響につきましては、の種については警戒や忌避反応を示す個体はいなたという報告があるものの、効果を検証した科学究はほとんどありません。一方で現在稼働してい力発電機において、低周波音による影響があったも確認されておりません。  14 ・音や低周波により不眠等の影響があった場合 本事業による新設風力発電機による近隣集落へ	
合計 164 地点) が実施されております。その結果、された超低周波音はすべて、知覚閾値 (知覚出来るの音)を下回っていたため、風車騒音は超低周波音波数範囲の影響ではなく、通常可聴周波数範囲の問題であると報告されております。  低周波音による動物への影響につきましては、の種については警戒や忌避反応を示す個体はいなたという報告があるものの、効果を検証した科学究はほとんどありません。一方で現在稼働してい力発電機において、低周波音による影響があったも確認されておりません。  14 ・音や低周波により不眠等の影響があった場合 本事業による新設風力発電機による近隣集落へ	
された超低周波音はすべて、知覚閾値 (知覚出来るの音)を下回っていたため、風車騒音は超低周波音波数範囲の影響ではなく、通常可聴周波数範囲の問題であると報告されております。  (低周波音による動物への影響につきましては、の種については警戒や忌避反応を示す個体はいなたという報告があるものの、効果を検証した科学究はほとんどありません。一方で現在稼働してい力発電機において、低周波音による影響があったも確認されておりません。  本事業による新設風力発電機による近隣集落へ本事業による新設風力発電機による近隣集落へ	
の音)を下回っていたため、風車騒音は超低周波音波数範囲の影響ではなく、通常可聴周波数範囲の問題であると報告されております。 低周波音による動物への影響につきましては、 の種については警戒や忌避反応を示す個体はいなたという報告があるものの、効果を検証した科学 究はほとんどありません。一方で現在稼働してい 力発電機において、低周波音による影響があった ・確認されておりません。  本事業による新設風力発電機による近隣集落へ	
波数範囲の影響ではなく、通常可聴周波数範囲のの問題であると報告されております。	
の問題であると報告されております。	
低周波音による動物への影響につきましては、の種については警戒や忌避反応を示す個体はいなたという報告があるものの、効果を検証した科学究はほとんどありません。一方で現在稼働してい力発電機において、低周波音による影響があったも確認されておりません。  14 ・音や低周波により不眠等の影響があった場合 本事業による新設風力発電機による近隣集落へ	強首
の種については警戒や忌避反応を示す個体はいな たという報告があるものの、効果を検証した科学 究はほとんどありません。一方で現在稼働してい 力発電機において、低周波音による影響があった も確認されておりません。 14 ・音や低周波により不眠等の影響があった場合 本事業による新設風力発電機による近隣集落へ	**17
たという報告があるものの、効果を検証した科学 究はほとんどありません。一方で現在稼働してい 力発電機において、低周波音による影響があった も確認されておりません。 14 ・音や低周波により不眠等の影響があった場合 本事業による新設風力発電機による近隣集落へ	
完はほとんどありません。一方で現在稼働してい 力発電機において、低周波音による影響があった も確認されておりません。 14 ・音や低周波により不眠等の影響があった場合 本事業による新設風力発電機による近隣集落へ	
カ発電機において、低周波音による影響があったも確認されておりません。  14 ・音や低周波により不眠等の影響があった場合 本事業による新設風力発電機による近隣集落へ	
も確認されておりません。  14 ・音や低周波により不眠等の影響があった場合 本事業による新設風力発電機による近隣集落へ	
14 ・音や低周波により不眠等の影響があった場合 本事業による新設風力発電機による近隣集落へ	iger [7:1
	の騒
1 1 とのように質性をとるが裂えしほしい。 1 音レベルは残骸騒音(ある猿町におけるある原刻	
合騒音のうち、すべての特定騒音を除いた残りの	
から 0-2 デシベル増加する予測となっておりまし	
かつ、「風力発電施設から発生する騒音に関す	
針」(平成29年5月、環境省)を下回っておりま	
本環境省の騒音指針は、睡眠等への影響を考慮し	
められた指針のため、本事業の新設風力発電機に	
て睡眠への影響が発生することは考えづらい結果	とな
っております。	
15 ・地元地区へ説明会はされていますか?各地区 本準備書の住民説明会は環境影響評価法の手続	きに
への回覧はしていますか?   則り、広報いかた等に公告し、伊方町瀬戸町民セン	ター
にて実施いたしました。活発な意見交換の上、当該	
についてご理解いただけているものと認識してお	りま
- <del>-</del>	

表 2-1(4) 準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
16	・風車と住宅がかなり近いと感じますが、影響は	風力発電機による騒音及び超低周波音の予測及び評
	大きくなっていないのでしょうか	価の結果につきましては、準備書 10.1.1-84~109 頁及
		び 10.1.1-122~139 頁にそれぞれ記載しております。
		既設及び新設風力発電機による騒音の調査及び予測
		地点である騒音 1~5 の大江・志津・川之浜・大久地区
1		において、既設と比較して新設の風車の騒音レベル(佐
		田岬風力発電所を含む)は、騒音2(志津地区)の春季
		における 2 デシベルの増加を除き、同等以下と予測さ
		れておりました。
		かつ、騒音1~5の大江・志津・川之浜・大久地区に
		おける風車の騒音及び超低周波音の予測値は、環境省
		の風力発電機の騒音指針値(風力発電施設から発生す
		る騒音に関する指針、平成 29 年 5 月、環境省) 及び超
		低周波音を感じ始める最小音圧レベル(100 デシベル)
		(ISO-7196:1995) をそれぞれ下回っておりました。
		なお、準備書につきましては、弊社瀬戸ウィンドヒ
		ルのホームページ (https://www.mhi.com/jp/group/
		setowindhill/)にて縦覧期間後も引き続き閲覧できる
		ようにしております。
17	・撤去工事で事務所が建っていましたが、撤去は	既設の撤去工事は、土地の改変は無く、今ある既設風
	環境影響評価とは関係ないのでしょうか	車を撤去するものであり、環境への負荷が小さく、新設
		工事と時期が異なるため、環境影響評価の対象外とし
	気になるところを意見として書かせて頂きま	ています。尚、撤去工事の計画は、環境や地域住民に配
	した。	慮した工事計画としおり、産業廃棄物は、当該法規・規
		則に基づき適正に処理しています。

## ○愛媛県報による公告

## 愛媛県報 第393号 344~355頁(令和5年3月24日(金)付け)

## (愛媛県報 第393号 344頁)

#### 雑報

#### 〇公 告

#### 環境影響評価準備書について

環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)第14条第1項の 規定により、次の対象事業について環境影響評価準備書(以下「準 備書」という。)を作成したので、同法第16条の規定により、次の とおり公告します。 また、同法第17条の規定により、準備書説明会を開催することと したので、併せて公告します。

なお、準備書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

令和5年3月24日

株式会社瀬戸ウィンドヒル 代表取締役 松 田 裕 E:

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(愛媛県報 第393号 345頁) 愛 報 第393号 令和5年3月24日 /II 名 称 株式会社瀬戸ウィンドヒル (2) 代表者 代表取締役 松田 裕士 3) 所在地 愛媛県西宇和郡伊方町三机乙4367番地6 2 対象事業の名称、種類及び規模 (1) 名 称 (仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業 (2) 種 類 風力発電所の設置の工事の事業 (隆上) 3 規模 総出力 15,740キロワット 3 対象事業が実施されるべき区域 愛媛県西宇和郡伊方町 4 関係地域の範囲 爱媛県西宇和郡伊方町 5 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間 -1: 縦覧場所 愛媛県庁環境政策課(愛媛県松山市一番町四丁目2番(NT T 愛媛ビル2棟4階)) 伊方町役場本庁舎(愛媛県西宇和郡伊方町湊洲1993番地1) 伊方町役場瀬戸支所(愛媛県西字和郡伊方町三机乙3003番地 伊方町役場三崎支所(愛媛県西宇和郡伊方町三崎692番地) acc 経管期間 令和5年3月24日(金)から令和5年5月1日(月)まで (上曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定す る休日及び閉庁日は除く) -31 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで (開庁時間に準ずる) なお、準備書の電子版は弊社(株式会社瀬戸ウィンドヒル) ホームページ (https://www.mhi.com/jp/group/setowindhill/) において、令和5年3月24日(金)から令和5年5月1日(月) まで閲覧いただけます。 6 準備書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に 記載すべき事項 -1: 提出期限 令和5年5月16日(火)まで (2) 提出先 〒220-8401 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号 三菱重工構浜ビル21階 株式会社瀬戸ウィンドヒル (担当 小間・山本) 電話 045-200-7736 (3) 意見書に記載すべき事項 ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他 の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務 所の所存地) イ 意見書の提出の対象である準備書の名称 ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語に より、意見の理由を含めて記載すること。) 7 準備書説明会の開催を予定する目時及び場所 (1) 日時 令和5年4月15日(土)13時00分から 場所 伊方町 瀬戸町民センター (愛媛県西宇和郡伊方町三 机乙1084番地1)

令和5年3月24D 発行 345

### ○日刊新聞紙による公告

愛媛新聞(令和5年3月24日(金)付け)

(愛媛新聞)

t 事業 環境影響評価準環境影響評価法」に 電話番号:〇四五(二〇〇)七七三六(担当)小間・山本西区みなとみらい三丁目三番一号 三菱重工横浜ビルニ十一階株式会社 瀬戸ウィンドヒル 〒二二〇一八四〇一 神奈川県横浜市や和五年四月十五日(土)十三時〇〇分からや和五年四月十五日(土)十三時〇〇分から、説明会の開催を予定する日時及び場所 |備書]を縦覧し、説明会を開催いたします。| |基づき、「(仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え お 知 5 t

## ○広報誌による「お知らせ」

広報いかた 2023年4月号 (No. 217) 14頁

(広報いかた 2023 年 4 月号 14 頁)

## 「(仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業 環境影響評価準備書」縦覧・説明会のお知らせ

株式会社 瀬戸ウィンドヒルが計画する「(仮称) 瀬戸ウィンドヒル建替え事業」の「環境影響評価準備書」について、環境影響評価法に基づき、下記の要領にて縦覧を行い、説明会を開催します。

## ●事業の種類:風力発電所設置事業(陸上)

風力発電設備出力: 15,740kW (4,200kW×4基)

### 対象事業実施区域の位置

愛媛県西宇和郡伊方町瀬戸地域 (せと風の丘パーク内)

#### ●縦覧書類

(仮称) 瀬戸ウィンドヒル建替え事業環境影響評価準備書

#### ●縦覧場所

- 愛媛県庁 県民環境部 環境政策課
- ・伊方町役場本庁舎・瀬戸支所・三崎支所

#### ●電子縦覧

https://www.mhi.com/jp/group/setowindhill/

#### ●縦覧期間

令和5年3月24日金 ~ 5月1日伊 (土日祝日を除く開庁時間)

### ●意見書受付

環境影響評価方法書について環境の保全の見地から のご意見をお持ちの方は、意見記入用紙に住所・氏 名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、令和 5年5月16日似までに以下のいずれかの方法で御提出 をお願いいたします。

- ・ 縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函 ※ 意見記入用紙は縦覧場所に設置しています。
- ・ 問い合わせ先 (以下) への郵送 (当日消印有効)

## 説明会の開催予定日時及び場所

伊方町 瀬戸町民センター (愛媛県西宇和郡伊方町三机乙1084番地1) 令和5年4月15日出) 13:00 から

### ●問い合わせ先

株式会社 瀬戸ウィンドヒル 〒220-8401 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号 三菱重工横浜ビル21階 TEL045-200-7736 担当:小間・山本

## ○インターネットによる「お知らせ」

事業者ホームページ

(事業者ホームページ①)

**一株式会社 瀬戸ウインドヒル** 

HOME - ニュース - (仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業 環境影響評価準備書の総覧及び説明会について

NEWS

# (仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業 環境影響評価準備 書の縦覧及び説明会について

2023-03-24

f 💆 in

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業環境影響評価準備書」を2023(令和5)年3月23日付で経済産業大臣、愛媛県知事、伊方町長へ送付いたしました。

環境影響評価準備書について、以下のとおり縦覧及び説明会を行います。

## 1. 準備書の縦覧について

**縱覧場所** 愛媛県庁 県民環境部 環境政策課

伊方町役場 本庁舎、瀬戸支所、三崎支所

**縦覧期間** 2023 (令和5) 年3月24日(金) から5月1日(月) まで

※土日祝日を除く開庁時。

縦覧方法 縦覧場所にて、環境影響評価準備書、要約書、お知らせ用紙、ご意見記入用紙及び意見箱

を設置いたします。

## 2. インターネットによる縦覧

表紙と目次		準備畫 (191 KB)
第1章	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	準備書 (47 KB)
第2章	対象事業の目的及び内容	準備書 (17,43 MB)
第3章	対象事業実施区域及びその周囲の概況	準備書 (14.51 MB)
第4章	計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	準備書 (4.26 MB)
第5章	配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	準備書 (1.01 MB)

## ○インターネットによる「お知らせ」

事業者ホームページ

## (事業者ホームページ②)

第6章	方法書についての意見と事業者の見解	準備書 (630 KB)
第7章	方法書に対する経済産業大臣の勧告	準備書 (359 KB)
第8章	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	準備書 (11.89 MB)
第9章	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法につ いての経済産業大臣の助言	準備書 (46 KB)
第10章	環境影響評価の結果	準備書 (89.65 MB)
第11章	環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地	準備書 (49 KB)
第12章	その他環境省令で定める事項	準備書 (4.74 MB)
資料網		資料編 (73,7 MB)
要約書		要約書 (18.54 MB)

(注) ダウンロードして編集・印刷することはできません。

# 3. 意見書の送付について

「(仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業 環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所の備え付け用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入の上、縦覧場所の備え付け意見箱にご投函頂くか、以下の当社宛先までご郵送ください。

受付期間 2023 (令和5) 年3月24日 (金) から2023 (令和5) 年5月16日 (火) まで

※郵送の場合は5月16日消印有効

**郵送の場合** 宛先:〒220-8401 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号

三菱重工横浜ビル21階

株式会社 瀬戸ウィンドヒル 小間・山本 宛

記載事項 1. 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務

所の所在地)

2. 意見書の提出の対象である準備書の名称 (例:瀬戸ウィンドヒル)

3. 準備書について、環境の保全の見地からの意見 (日本語により意見の理由を含め記載して下さい。)

記入用紙 <u>記入用紙 (23 KB)</u>

# 4. 説明会の開催場所及び予定日時

## ○インターネットによる「お知らせ」

事業者ホームページ

(事業者ホームページ③)

伊方町 瀬戸町民センター(愛媛県西宇和郡伊方町三机乙1084番地1) 2023(令和5)年4月15日(土)13:00 から

# 5. お問合せ先

〒220-8401 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号

三菱重工横浜ビル21階

株式会社 瀬戸ウィンドヒル 担当:小間・山本

電話番号 045-200-7736

(土・日・祝日を除く、午前10時から午後4時30分まで)

MOVE THE WORLD FORW>RD MITSUBISHI HEAVY INDUSTRIES GROUP

© MITSUBISHI HEAVY INDUSTRIES, LTD.

## ○意見書

ご意見記入用紙

## (ご意見記入用紙)

## 「(仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業 環境影響評価準備書」

## ご意見記入用紙

「(仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業 環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地か らのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入の上、意見書箱にご投函いただくか、下記 の問い合わせ先へ郵送ください。

## ※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみを記入の上、意見書箱へのご投函をお願いいたします。

○意見書の郵送先 〒220-8401 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号 三菱重工横浜ビル 21 階

株式会社 瀬戸ウィンドヒル 担当: 小間・山本

○意見書の提出期限 令和5年5月16日(火)〔当日消印有効〕

## 意 見

令和5年 月 日

項目	ご 記 入 欄
お 名 前 法人その他の団体にあっては、 法人名・団体名、代表者の氏名	
ご 住 所 [法人その他の団体にあっては、 主たる事務所の所在地	Ť
準備書についての環境の 保全の見地からのご意見	
	AV TOTAL TOTAL A CONTROL OF THE CONT

注: 1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いいたします。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4 サイズ)の用紙をお使いください。